

社会福祉法人東員町社会福祉協議会有料広告事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東員町社会福祉協議会（以下「社協」という）が作成し、管理するホームページ（以下「社協ホームページ」という）に有料で広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の方法)

第2条 社協ホームページへの広告掲載は、バナー広告（ホームページ上に表示される帯状の広告で、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定する社協ホームページにリンクできるものをいう。以下同じ）による。

(広告の企画)

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。ただし、会長が適当と認めるときは規格を変更することができる。

- (1) 縦50ピクセル、横170ピクセル
- (2) 形式JPEG
- (3) データ容量4KB以下
- (4) バナー広告は、広告主が作成するものとする。

(広告掲載の基準)

第4条 次に掲げる広告は、掲載することができない。

- (1) 社協ホームページの公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反するもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (4) 人権侵害となるもの
- (5) 政治性のあるもの
- (6) 宗教性のあるもの
- (7) 社会問題についての主義又は主張
- (8) 個人又は法人の名刺広告
- (9) 資産等を含め良好な景観又は風致を害するもの
- (10) 当該広告事業の内容を、社協が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (11) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (12) 社会問題を起こしている業種又は事業者の事業等を広告するもの
- (13) 社協の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (14) 消費者被害の未然予防又は拡大防止の観点から適切でないもの
- (15) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (16) その他会長が広告掲載として適当でないと認めるもの

(広告の募集)

第5条 申込者は社協ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）を会長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 会長は、第4条の要綱に基づき広告掲載の可否を決定する。

- 2 会長は広告掲載の可否を決定したときは、広告主に通知するものとする。
- 3 会長は、広告掲載希望者が、枠数を超えたときは、次の順位により決定する。
 - (1) 公益企業及び、社会福祉法人及びそれに類するもの
 - (2) 福祉的性格のある私企業で、町内に事務所等を有するもの
 - (3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で町内に事務所等を有するもの
 - (4) その他、私企業又は、自営業者等
- 4 前項の要綱によっても、広告掲載希望者が枠数を超えるときは抽選により決定する。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 広告主は、決定を受けた広告掲載の権利を他に譲渡し、又は転貸しをすることができない。

(広告掲載の期間)

第8条 社協ホームページ広告を掲載する期間は、原則、当該広告を掲載する年度(4月1日から3月31日)の初日から年度の末日までの1年を単位とし1年間とする。ただし、年度途中の掲載申込があったときは、この限りではない。

- 2 社協のサーバーの保守その他やむを得ない理由により社協ホームページの公開を停止するときにおいても広告掲載の期間は延長しない。
- 3 前項において社協ホームページ広告の掲載を開始する日は、第9条前項に基づく広告掲載料の徴収後とする。

(広告掲載料)

第9条 ホームページ広告掲載に係る料金(以下「広告掲載料」という。)は年額12,000円とする。ただし、年度途中のときは月額1,000円に掲載月数を乗じて得た額とする。とする。

- 2 広告主は、前項の規定で定めた広告掲載料を、会長が指定する日までに一括納付しなければならない。
- 3 広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない理由により広告掲載を中止したときは、この限りではない。
- 4 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載最終日の属する月の翌日分から許可最終月分までとし、利子を付さないものとする。

(その他)

第10条 その他、必要なことは社協及び広告主が協議の上、実施する。

(附則) この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和 6年4月1日から施行する。